

## 鶴岡市国民健康保険

# 出産育児一時金の支給について



「直接支払制度」を利用した場合で、出産費等の合計額が42万円\*（産科医療補償制度加入機関での在胎週数22週以降の出産の場合）未済の場合、もしくは直接支払制度のご利用がない場合は、出産育児一時金（差額）の申請（請求）手続きが必要になります。次の書類をご持参の上、お手続きくださいますようお願いいたします。

なお、「直接支払制度」を利用した場合で、出産費等の合計額が42万円\*を超える場合（医療機関の領収・明細書の「代理受取額」が42万円\*の場合）の手続きは不要です。

### ■ お持ちいただく書類

（世帯への支給額が発生する場合のみ、手続きが必要になります。）

- 分娩者の国民健康保険被保険者証
- 医療機関等の明細書の写し（専用請求書の内容と相違ない旨の記載のあるもの）  
（直接支払制度を利用しない場合は、直接支払制度を利用していない旨の記載のあるもの）  
また、産科医療補償制度対象分娩については、産科医療補償制度のスタンプ印のあるもの）
- 直接支払制度利用の意思確認（直接支払制度を利用しない場合は、直接支払制度を利用しない旨の意思確認を行なった）合意文書の写し
- 振込口座（世帯主名義）の分かるもの
- 届け出に来る方の本人確認書類（運転免許証など ただし顔写真がないものは2点確認）
- 世帯主及び分娩された方のマイナンバーのわかる書類

※ 産科医療補償制度加入機関での在胎週数22週以降の出産以外の場合は、40万4千円になります。

#### 鶴岡市役所

本所	国保年金課	国保医療係	Tel25-2111（内線177）
藤島庁舎	市民福祉課	Tel64-2111	（内線132）
羽黒庁舎	市民福祉課	Tel62-2111	（内線103）
櫛引庁舎	市民福祉課	Tel57-2113	（直通）
朝日庁舎	市民福祉課	Tel53-2111	（内線320）
温海庁舎	市民福祉課	Tel43-4614	（直通）